

ジェイアールバス関東労働組合 中労委命令取り消し訴訟『完全勝利』！

5年後 10年後を見据え、輸送サービス労組への結集と更なる飛躍を目指す大宮地本声明

J R東日本輸送サービス労働組合大宮地方本部は、第三者機関への救済申し入れを取り下げられた『J Rバス関東白河支店で発生した労働組合への脱退強要の救済申立て（ジェイアールバス関東不当労働行為事件）』を出発点とし、「あったことをなかったことにできない！」「J T S U - Eはすべての仲間のために！」を合言葉に結成し、2025年7月4日に5周年を迎えました。各分会では定期大会が開催され、結成5周年の節目としてこれまでの成果と課題や今後の展望に向けて活発な議論が行われ、全ての分会においてこの先5年後10年後を見据え輸送サービス労組の飛躍を目指していく事が確認されました。

2018年（18春闘）以降、J R東日本会社主導による労働組合への脱退強要が執拗に行われました。言うまでもなく脱退強要＝不当労働行為は労働組合法第7条違反であり企業犯罪として認定されますが、職場では多くの組合員が管理者による脱退強要を受け、当時所属していた労働組合を脱退していきました。

会社による不当労働行為を止めるため、J Rバス関東棚倉分会での脱退強要を巡って団体交渉を行うも主張は対立し、労使間の解決は図れず第三者機関へ救済申立てを行いました。

2021年9月16日、東京都労働委員会にて私たちの主張が全面的に認められ『救済命令（勝利命令）』が交付されました。しかし、J R東日本バス関東会社は不服申し立てを行い中央労働委員会にて再審査が行われ2023年1月11日、都労委命令を棄却するという命令が出されました。「脱退勧奨という不当労働行為の事実はあるものの、当時所属していた労組を自ら脱退し、新たな労組へ加入した事から救済を受ける権利がない」という判断には到底納得できない事から、東京地裁へ中労委命令の取り消しを求め提訴しましたが、請求は棄却され東京高裁へ控訴し2025年9月30日、これまでの主張および事実経過が全面的に認められ『中労委命令を取り消す』完全勝利判決が下されました。

東京高等裁判所の判決では、

『救済申立てを行うことは所属していた労組の本部方針に反するものであったことから、救済申立てを維持するために脱退する必要がある。したがって脱退勧奨からの救済が図られる必要がある』

『所属していた労組の組合員の立場では、救済申立ては困難であり事実上不可能。

救済申立てを支援するジェイアールバス関東労働組合への加入はやむを得ない』

『救済申立てを維持するため、所属していた労組の脱退を理由に

救済の利益を否定することは、理不尽・不条理である』

『救済の利益を否定したことは失当（不適切）であり、中労委命令は取り消しを免れない』

『労働委員会の広範な裁量権とは、労組法に定められた労働委員会の救済命令や、

不当労働行為によって失われた労働者の権利・利益を回復させるための措置であり、

救済の利益を否定する方向で広範な裁量権を有するなど解することはできない』

など判断が示され、労働委員会や救済制度の意義について厳しく指摘される画期的な判決となりました。

物事には全て「過程」が存在します。

当時、バス棚倉分会では会社の意思として脱退強要があった事実を社会へ明らかにする為、そして不当労働行為を受けた仲間を守る為に第三者機関へ救済申立てを行なった「過程」がありました。そして今回の東京高裁判決では、当時所属していた労働組合から多くの組合員が脱退した「過程」は会社が主導した脱退強要であることも証明されました。

不当労働行為は団体交渉で解決できる問題ではありません。なぜなら、会社が不当労働行為を認めれば経営責任を問われるからであり、会社自らが経営陣に責任を取らせる判断を行う事は絶対にありえないからです。そして、会社の従業員で組織する企業内労働組合においては労使対等という言葉はあっても実際には対等はあり得ません。

だからこそ労働者救済のため労働委員会をはじめとした第三者機関が存在し、不当労働行為＝企業犯罪の解決と抑止のためには第三者機関の活用と社会へ情報発信が重要な手段である事が今回の判決からも明らかになりました。

一方、現在も「労働組合は文句しか言わない」と理由ならざる理由が述べられ、一部管理者による組合差別が繰り返して行われており、会社幹部や上司の言う言葉を鵜呑みにしている未加入者や社友会の方が多くいる現実があります。「何が正しいのかではなく、誰が正しいのか」といった認識が植え付けられ、社会倫理から外れている事象すらも看過している風土になっていないのでしょうか。「自身の損得勘定」と「主従関係による同調圧力」によっておかしい事にも声を挙げられず、健全な企業体質とは程遠い状況ではこの間続いている不祥事は止まる事はありません。

そもそも、労働組合は雇用確保や賃金および労働条件の向上を目的に組織されており、会社施策が組合員（社員）や家族の不利益になるならば、正当な理由をもって反対するのは極めて当たり前の事です。

良心を持った社員の皆さん！

『誰が正しいかではなく、何が正しいのか』という感性を養い、健全な働きがいのある企業風土を取り戻すため、会社による不正や不祥事、企業犯罪を起こさせないため、そしてすべての仲間と家族の幸福の実現のため、今こそ輸送サービス労組へ結集し共に立ちあがろう！

2025年 10月 7日

J R東日本輸送サービス労働組合大宮地方本部